

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目	慣行の取扱い	協議細目	市民憲章、市章、市の花、市の木、宣言	
調整の方針	<b>市民憲章、市章、市の花、市の木及び宣言は、新市において調整する。</b>			
項目	高 富 町	伊 自 良 村	美 山 町	備 考
町村民憲章	制定時期	昭和55年1月1日	昭和52年2月24日	昭和55年12月19日
	趣 旨	高富町は、自然に恵まれた伝統あるわたしたちの郷土です。わたしたちはこの町を愛し、より幸せな暮らしを築くため、町民憲章を定め、これの実現に努めます。	新しい庁舎の完成を記念して、わたしたち伊自良村民が、今まで以上に明るい人づくり、住みよい村づくりを推進するための心の糧として制定された。	わたしたちは町の木「杉」のように素朴でたくましく伸びゆくまちをめざしこの憲章を定めます。
	内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 温かい心で、住みよい町をつくります。</li> <li>1 仕事に励み、活気あふれる町をつくります。</li> <li>1 自然を愛し、きれいな町をつくります。</li> <li>1 健康で、明るい家庭の町をつくります。</li> <li>1 教養を深め、文化の高い町をつくります。</li> </ul>	わたしたち伊自良村民は <ul style="list-style-type: none"> <li>1 自然と文化財を守り美しい村をつくります。</li> <li>1 教養を高め文化の香りたかい村をつくります。</li> <li>1 健やかな心と体で働き活気ある村をつくります。</li> <li>1 きまりを守り助けあい住みよい村をつくります。</li> <li>1 平和を愛し希望に満ちた明るい村をつくります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 自然を愛し清潔で住みよいまちをつくります。</li> <li>1 健康で働くことに喜びをもつ明るいまちをつくります。</li> <li>1 互に励まし助けあい心のかよいまちをつくります。</li> <li>1 教養と文化を高め誇りあるまちをつくります。</li> <li>1 若者が夢と希望をもつ活気あるまちをつくります。</li> </ul>
町村章	制定時期	昭和47年5月16日	昭和48年1月1日	昭和37年7月1日
	概 要	高富町の「高」の字を図案化したもので、上部は平和のシンボル「鳩」を表し、両翼は躍進する「町」を、下部の円形は「調和と円満」を表現して、明るく発展する高富町を象徴しています。	伊自良村の文字を片仮名で組み合わせ、図案化したもので、中心は円満と調和を表し、上部は高い理想を目指し、両側は躍進を象徴したものである。	美しい緑と水の町、美と山の文字を図案し、自然を愛し力をあわせて、栄光の道を進むことを象徴する。
町村の花	制定時期	昭和53年1月1日	昭和48年1月1日	昭和50年3月5日
	花 名	ききょう	しゃくなげ	イワザクラ
町村の木	制定時期	昭和53年1月1日	昭和48年1月1日	昭和50年3月5日
	木 名	あかまつ	どうだん	杉
宣 言	制定時期	平成元年10月10日		
	名 称	健康づくりの町宣言		
	内 容	今や我が国は、平均寿命80年という世界最長寿国となったが、この長い生涯を健康で生きがいと喜びをもって過すために、健全な心得を育てることは、最も重要な事である。 このため、当町においては21世紀へ向けて、すべての町民が健康でより一層活気に満ちた「高富町」を築くため、総力を挙げて「健康づくりの町」として、まい進することをここに宣言する。		

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目	慣行の取扱い		協議細目	市民憲章、市章、市の花、市の木、宣言	
調整の方針					
先	進	事	例	備	考
さいたま市	平成13年5月1日	市章・市の木・市の花等の象徴的事項について 1. は、新市において検討するものとする。ただし、市のおどりについては現行のとおりとする。			
		2. 市民憲章及び各都市宣言については、新市において検討する。			
西東京市	平成13年1月21日	1. 市章は、新市において、調整する。			
		2. 市の木、花、鳥は、新市において調整する。			
		3. 市民憲章、高齢者憲章、都市宣言については、新市において、調整する。			
篠山市	平成11年4月1日	1. 町章、町民憲章、町木、町花及び町歌については、新町において新たに定めるものとする。			
		2. 宣言及び表彰については、新町において調整するものとする。			
あきる野市	平成7年9月1日	1. 市章は、新市において新たに定めるものとする。			
		2. 市の花、木、鳥は、新市において新たに定めるものとする。			